

【議事概要】第4回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議

日時：令和8年3月26日(木) 16:00～18:00

場所：オンライン開催

○31名の委員中29名の委員に出席いただいた。

○会議非公開について委員に諮り了承を得るとともに、議事について意見交換を行った。

○ 議題（１） DV・ストーカー被害相談支援センターの設置について

【主な発言】

- DV・ストーカー対応は、支援者自身も加害者からの報復や接触の危険性が極めて高い業務であると考えます。このため、センター相談員の同行支援・現場対応時の身体的安全の確保、加害者からの報復・接触時の対応、有事の際の警察・行政の連携体制や対応手順の明確化、相談員のメンタルヘルスを含む継続的な安全を保障する仕組みについては、最低限対策していただきたい。
- 既存の配偶者暴力相談支援センターでDVに加え、ストーカー被害相談を行い、かつ相談をしかるべき機関につなぐシステムを作るなど、機能の充実を図ることで新しい組織を立ち上げる必要はないと考える。
- センターについては、女性支援の機関とは独立した組織として位置づけ、女性支援の機関と連携するような形としてはどうか。
- 様々な相談者がいる中で、センターの運営を民間に委託した場合、県としての責務が薄くなってしまふことや、センター開設直後から真摯に対応できる相談員の人材育成ができるのかという点を懸念している。
- 様々な政策が広がり、支援ツールが広がることは、支援を進める立場として喜ばしいことだが、センターの設置に当たっては、人材育成や人材確保、実際の運用における円滑な連携、実施責任の壁など多くの課題がある。支援の充実という共通の目的のもと、このように懸念をどんどん出して、一つずつ地道に検討、確認していくことが必要で、しっかりと前向きに対応していきたいと考える。
- 警察に相談すると、加害者を刺激してしまうのではないかと、二の足を踏む被害者も多いと思う。警察がしっかり対応すべきだが、相談先が警察だけではない方が、相談しやすいのではと思う。
- 現在のかねがわ困難な問題を抱える女性等支援計画では、DV被害者はセクシャリティを問わず対象としているが、DV以外の困難を抱える男性に関する支援は、個別の相談等の事例の中で配慮していくこととされており、性別に関わらないDV被害者とストーカー被害者の両方を対象とすることは計画と矛盾するのではないか。
- DV被害者対応とストーカー被害者対応は分けて考えるべきではないか。ストーカー対応

については危険性が高いことから、まずは警察につなぐべきで、責任の所在として、警察が当事者意識をもって対応するようにしないといけない。センターの設置についてはトップダウンで進めるのではなく、特に市や県の保健福祉事務所の女性相談支援員などの現場の意見をボトムアップで聞く機会を設け、それを踏まえて検討いただきたい。

○ 議題（２） 条例の制定に向けた検討状況等について

【主な発言】

- 条例の制定に向けたパブリックコメントを行うのであれば、支援調整会議における意見を丁寧に聞き、それらの意見を反映した内容で進めていくことが必要であるとする。
- DV・ストーカー被害者と困難な問題を抱える女性は完全に一致する概念ではないため、「DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等」という表現は条例で誰をどのように守るのか、混乱を招くのではないかと懸念。せめて「及び」にするなど、幅広く受け止められる、そして確実に実行力のあるものになってほしい。
- ワンストップとは、相談窓口を一か所に集約することではなく、どこに相談しても必要な支援に確実につながることができる状態をつくるのが大事で、そのための条例であると思っている。
- 責任の所在が曖昧にならないようにすべき。連携は手段であって、責任の分散であってはならない。県、警察を含む県が責任を負っていて、その責任を果たすために市町村、県民、民間団体が連帯していると考えている。
- DV・ストーカー被害者支援だけを打ち出す条例では、困難な問題を抱える女性への支援が置き去りにされ、歴史が巻き戻ってしまう懸念がある。幅広く困難な問題を抱えた女性の中にDV・ストーカー被害者もあり、困難な問題を抱える女性を幅広く、一体的に支援する条例が必要。
- 現場で対応している中で、困難な問題を抱える女性たちの困難さは、様々であり、複合的。DV被害者をはじめ、困難を抱える女性の成育歴を見ると、過去に虐待等の暴力を受けてトラウマを抱えている人もたくさんいる。そういった方たちに対する施策の大元になるような内容とするためには、DV・ストーカー被害者に特化するのではなく、困難な問題を抱える女性への支援を包括的に捉えたものとするのが大事。
- 条例のタイトルに困難な問題を抱える女性が入ると、ストーカー被害者を支援するという目的が希薄化される可能性がある。
また、条例を制定する意味は、県の責任を明確化することにあると考えることから、条文の構成においてもその点が分かるようにしていただきたい。